



cutting through complexity

資料 10

地域の公共サービス改革に  
関する研究会

あずさ監査法人

# 民間の立場から見た 公金債権回収業務について ～公認会計士の視点より～

平成27年9月3日

有限責任 あずさ監査法人 パートナー 公認会計士 伊藤孝明

1. 本資料の概要について
2. 地方公共団体の債権の概要
  - (1) 債権の分類について
  - (2) 分類別の法的効果
  - (3) 分類別の債権回収、消滅事務フロー
3. 債権回収事務における主な不備、課題
  - (1) 全庁的課題
  - (2) 債権の発生時点
  - (3) 滞納債権の回収時点
  - (4) 不納欠損処分
  - (5) 収入未済額の繰越
  - (6) その他(情報管理)
4. まとめ

# 1. 本資料の概要について

本資料では、公認会計士が公金債権回収事務に対して行った包括外部監査で指摘された様々な課題の一部を事例として紹介し、同事務の本質的な課題とは何か？という点を解説します。また、その課題を改善し、より良い事務を実現するための取り組みも提言します。

包括外部監査は、対象となった地方公共団体の事務につき、次のような視点で監査を行います。

視 点	意 味
合規性	事務が法令・規則等に従って行われているか？
有効性	事務が目的に見合った成果を出しているか？
効率性	事務による成果を更に高められないか？
経済性	事務に係るコストに無駄が生じていないか？
公平性	事務が公平・公正に行われているか？

過去の包括外部監査の中には、「合規性に関する指摘」、つまり、「公金債権回収事務が決められたルールに準拠していない」という指摘が数多く報告された事例が見受けられます。

この指摘例を確認して頂き、事務の本質的な課題と、より良い事務実現への取り組みを理解していただきたいと思います。

## 2. 地方公共団体の債権の概要

地方公共団体の債権は、民間における債権と比較して大変複雑であり、債権の種類ごとに、発生⇒回収⇒消滅のプロセスが異なります。その概要を解説します。

### (1) 債権の分類について

例えば、市を例にとって債権を分類すると、次ページのような図になります。

債権は、「市税」、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」の4つに分類されます。

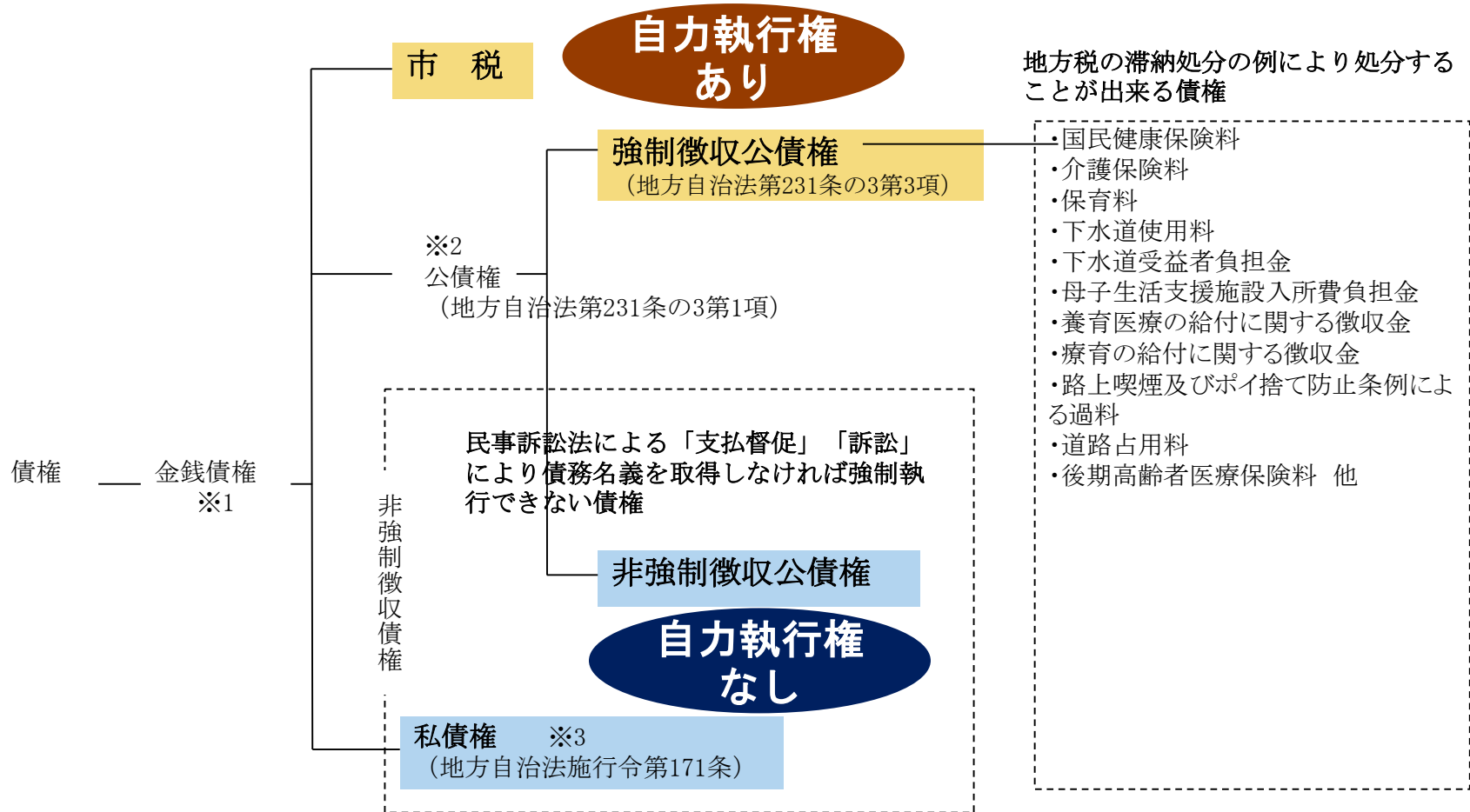
「市税」と「強制徴収公債権」には、地方公共団体に自力執行権(注1)があり、滞納処分(注2)が可能です。

一方、「非強制徴収公債権」と「私債権」は、自力執行権がなく、裁判所を通じた法的手続きを経て債権を回収しなければなりません。

(注1)債務不履行があった場合、債権者自らが強制手段によって履行があったのと同じの結果を実現させる権限をいう。

(注2)差押え、換価等のように、強制力によって徴収を図るものをいう。

## 2. 地方公共団体の債権の概要



※1 自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利  
(地方自治法第240条第1項)

※2 公法上の原因に基づいて発生する債権

※3 私法上の原因に基づいて発生する債権

## 2. 地方公共団体の債権の概要

### (2) 分類別の法的効果

債権の分類に応じた、発生、督促、回収、消滅を要約すると次のようになります。

債権の区分	発生	督促	回収	消滅
市税	<ul style="list-style-type: none"> <li>公法上の原因</li> <li>不服申立て可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不服申立て可</li> <li>時効の中断の効果</li> <li>督促手数料徴収可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行停止又は時効期間経過により消滅</li> </ul>
強制徴収公債権				
非強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>私法上の原因</li> <li>不服申立て不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不服申立て不可</li> <li>時効の中断の効果</li> <li>督促手数料徴収不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴えの提起等訴訟手続による回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務免除又は債権の放棄により消滅</li> </ul>
私債権				

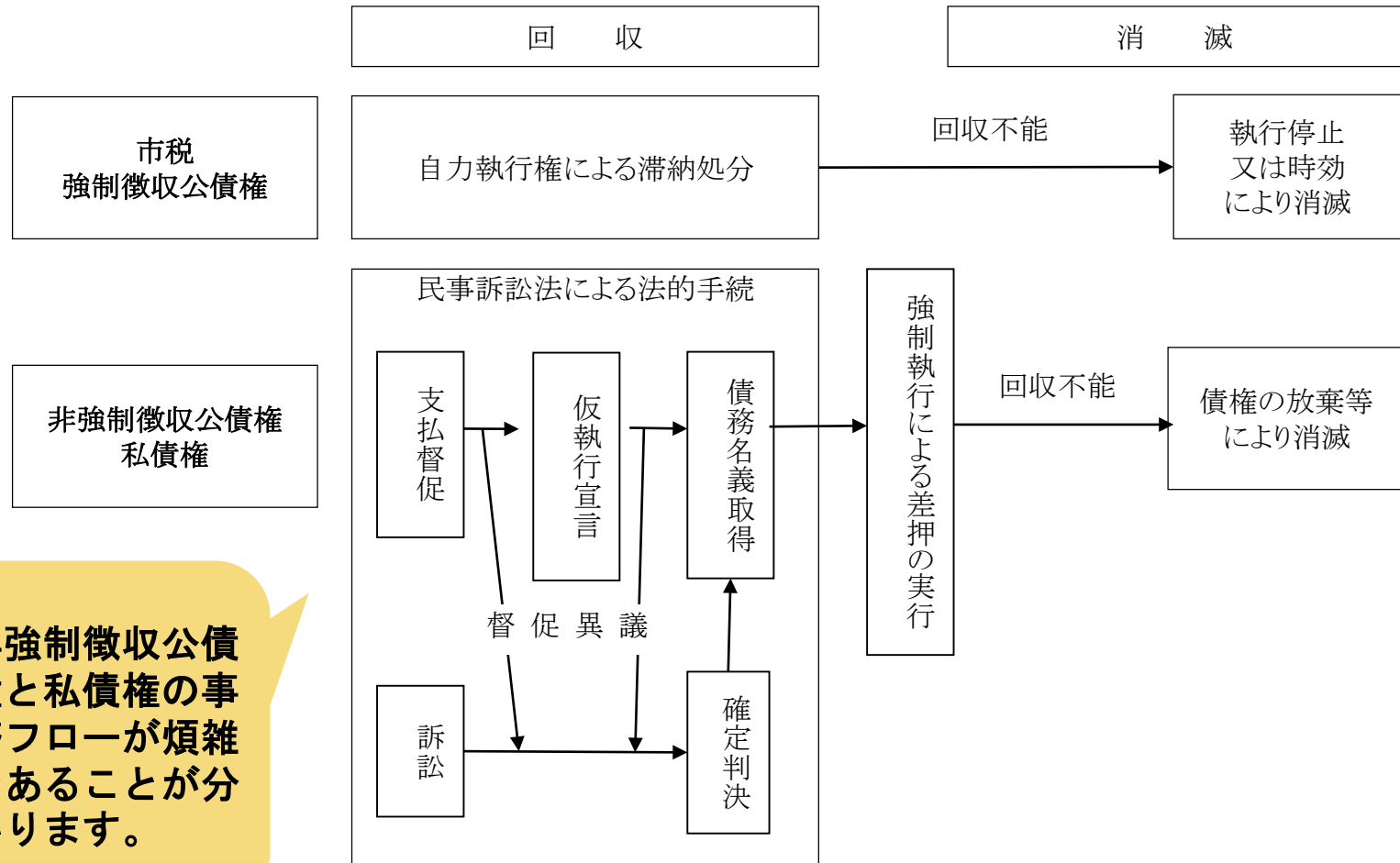
上表の「回収」とは、納付期限後の債務者及び保証人等に対する督促や催告実施後にも債権の回収が図れない場合を前提としています。

また、「消滅」とは、完納による債権の消滅以外の場合を前提としています。

「回収」、「消滅」の事務フローは次ページのとおりです。

## 2. 地方公共団体の債権の概要

### (3) 分類別の債権回収、消滅事務フロー



非強制徴収公債権と私債権の事務フローが煩雑であることが分かります。

### 3. 債権回収事務における主な不備、課題

#### (1) 全庁的課題

一般的に、地方自治体には、次のような全庁的課題が存在します。

- ①債権管理に関する全庁的な統一的基準が無く、所管課や担当者の違いにより、事務の手順、判断、決裁等が異なってしまう。
- ②各所管課は収入の調定事務に注力するため、滞納債権の回収事務は後回しになり、事務に精通した人材が育たない。
- ③複数種類の滞納債権がある債務者に対し、各所管課がそれぞれ督促や回収を行うため、事務が重複し、無駄な時間とコストが発生する。
- ④延滞金（又は遅延損害金）を徴収する条例と徴収しない条例があり、滞納者に対するペナルティが統一されていない。
- ⑤全庁的な債権を網羅的に把握することができない。
- ⑥滞納債権の回収手段である「債権債務の相殺」につき、滞納者に対する債務を把握する体制が無いために、債権債務の相殺が実施されていない。
- ⑦各所管課の不納欠損処分が客観的に検証されないため、不適切な処分があっても発見されない。

これでは、自治体に期待される、「**適切かつ公平で効率的な公金の回収事務**」ができていないとは到底言えません。